

## 2 訪問入浴介護

### 【人員基準】

職種	項目	基準内容	
管理者 (第46条)	勤務形態	常勤かつ原則として専従	
	兼務の可否	管理業務に支障がない場合、当該訪問入浴介護の従事者、他の職務又は同一敷地・隣接地内にある他の事業所の職務を兼務することは可能。ただし、兼務している管理業務が過剰と判断される場合や、併設している入所施設での看護・介護職員を兼務している場合等は管理業務に支障を来すと考えられる。 なお、管理者は訪問入浴介護従事者である必要はない。	
従業者	員数	看護師又は准看護師	1以上
		介護職員	2以上
	勤務形態	従事者のうち1人以上常勤	

### 【設備基準】

設備等	基準内容
事務室又は専用の区画	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 事務室又は区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保すること。
設備・備品	訪問入浴介護の提供に必要な浴槽、車両等の設備、備品等を確保すること。 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

### 【介護報酬】

#### (1)基本報酬

基本報酬	単位	算定要件
訪問入浴介護費	1,250	看護職員1人及び介護職員2人が指定訪問入浴介護を行った場合。
留意事項	<p>入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがない場合に、主治医の意見を確認した上で、介護職員3人が指定訪問入浴介護を行った場合は所定単位の100分の95に相当する単位数を算定。</p> <p>訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合に、当該利用者の希望により清拭又部分浴を実施したときは所定単位の100分の70に相当する単位数を算定。</p> <p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問入浴介護費は算定しない。</p>	

#### (2)特別地域加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	算定要件
特別地域加算	1. なし	訪問入浴介護事業所の住所が、別紙「青森県における特別地域加算の対象となる地域一覧」の地域に所在しない場合
	2. あり	訪問入浴介護事業所の住所が、別紙地域に所在する場合

留意事項	<p>事業所の住所が特別地域加算算定地域にある場合は必ず加算を算定することが原則。</p> <p>ただし、利用者住所が特別地域加算算定地域外に所在する等、特別な事情がある場合には、利用者負担の軽減を図るために、当該利用者について特別地域加算を意識的に請求しないことも可能。</p> <p>区分支給限度管理の対象外となる費用</p>
------	---

### (3) 中山間地域等における小規模事業所加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	算定要件
中山間地域等における小規模事業所加算	1. 非該当 (地域) (規模)	訪問入浴介護事業所の住所が、特別地域加算の対象となる地域に所在する場合、又は小規模事業所でない場合。
	2. 該当 (地域) (規模)	次のいずれにも該当する場合は1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を算定。 ・訪問入浴介護事業所の住所が、中山間等の地域に所在する場合。 ・小規模事業所である場合。
留意事項	<p>青森県内全域は、豪雪地帯対策特別措置法により指定されている地域のため、県内全域が中山間地域等に該当する。ただし、当該加算は特別地域加算を算定している場合は算定できない。</p> <p>小規模事業所とは、前年度(3月除く)又は、前年度の実績が6月未満の場合は直近の3月における、1月当たりの延訪問回数が20回以下の事業所(予防訪問入浴介護は1月当たり5回以下)。</p> <p>区分支給限度管理の対象外となる。</p>	

### (4) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

加算等届出事項	算定区分	算定要件
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	加算届出不要	中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を算定。
留意事項	<p>青森県内全域は、豪雪地帯対策特別措置法により指定されている地域のため、県内全域が中山間地域等に該当する。</p> <p>通常の事業の実施地域とは、当該事業所において定めている運営規程の実施地域。</p> <p>当該加算と(3) 中山間地域等における小規模事業所加算は、それぞれ加算要件を満たしている場合に、重複して算定可能。</p> <p>当該加算を算定する場合は、通常の実施地域を超えた場合に徴収することができる交通費の支払いを受けることはできない。</p> <p>区分支給限度管理の対象外となる。</p>	

### (5) サービス提供体制強化加算 【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	算定要件
サービス提供体制強化加算	1. なし	厚生労働大臣が定める基準に適合していない場合。
	2. あり	厚生労働大臣が定める基準にいずれにも適合している場合に算定。 ・すべての従事者に対して、研修計画に従い研修の実施(予定含む)。 ・留意事項の情報伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催。 ・すべての従事者に対して、健康診断等を定期的実施。

		・介護職員の総数のうち介護福祉士が 30%以上配置されている又は、介護職員の総数のうち介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が 50%以上配置されている。
留意事項	<p>会議の定期的な開催とは、概ね 1 月に 1 回以上開催されている必要がある。</p> <p>健康診断等の定期的な実施とは、少なくとも 1 年以内ごとに 1 回実施する必要がある。</p> <p>介護職員の割合については、常勤換算方法（介護予防サービスを一体的に実施している場合には一体的に計算する）により、前年度（4 月～2 月まで）の平均で算出する。</p> <p>なお、前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新規指定を受けた事業所又は再開した事業所）については、届出月の前 3 ヶ月の平均で算出する。</p> <p>介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者。</p>	

## 2 - 2 介護予防訪問入浴介護

### 【人員基準】

職種	項目	基準内容	
管理者 (第 4 6 条)	勤務形態・ 兼務の可否	「2 訪問介護」の基準に同じ（常勤かつ原則として専従）	
従業者	員数	・看護師又は准看護師	1 以上
		・介護職員	1 以上
	勤務形態	従事者のうち 1 人以上常勤	
留意事項	指定訪問入浴介護の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護と指定訪問入浴介護の事業が同一の事業所にて一体的に運営されている場合については、指定介護予防訪問入浴介護の人員基準を満たしているものとみなされる。		

### 【設備基準】

「2 訪問入浴介護」の基準に同じ。

### 【介護報酬】

「2 訪問入浴介護」の基準に同じ。